# 

川西町エコオフィスシステム

川西町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和３年３月

山形県　川西町

**目　　　次**

**第１章　計画策定の背景**

１　国、県の動向

（１）国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

（２）県の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　町の動向

（１）川西町の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

（２）川西町役場の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

**第２章　計画の基本的事項**

　　１　計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

　　２　対象とする範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

　　３　対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

　　４　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

　　５　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

**第３章　温室効果ガス排出量の把握**

　　１　温室効果ガス排出量の算定方法・・・・・・・・・・・・・・・６

　　２　温室効果ガス排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

**第４章　計画の目標**

　　１　目標設定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

　　２　削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

**第５章　目標達成のための具体的な取組**

１　川西町環境方針の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

２　取組の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

**第６章　推進体制**

　　１　推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

　　２　計画のマネジメント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

　　３　各主体別の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

**第７章　取組の公表**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

**第８章　年間スケジュール**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

**第１章　計画策定の背景**

**１　国、県の動向**

**（１）国の動向**

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされ、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国は、平成10(1998)年10月に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「温対法」という。）を制定し、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

平成27(2015)年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議 （COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

**（２）県の動向**

　山形県は平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災を契機とするエネルギー政策の抜本的見直しの動きなど、環境面における大きな状況の変化と、それに伴う様々な課題に対応していくため、平成24(2012)年3月に「山形県地球温暖化対策実行計画」を策定しています。

　その後、パリ協定の発効や国の「地球温暖化対策計画」の策定など、国内外の動向が大きく変化したことから、温室効果ガス削減目標や取り組むべき施策等について、平成29(2017)年3月に中間見直しを行い、現在は「山形県地球温暖化対策実行計画【中間見直し版】に基づき、低炭素社会の構築に向けた県民協働による地球温暖化対策を推進しています。

　また、県は、県内の社会経済活動において大きな位置を占める事業者及び消費者としての立場から、温対法に基づく、「山形県環境保全率先実行計画」を策定し、県の事務事業全般にわたり、環境負荷の低減に率先して取り組み、温室効果ガスの排出抑制等を推進してきました。現在は、これまでの取組の成果等を踏まえ、平成28(2016)年3月に策定された「山形県環境保全率先実行計画（第4期）～“もったいない”やまがたエコオフィスプラン～」に基づき、環境負荷の低減に取り組んでいます。

**２　町の動向**

**（１）川西町の取組**

町は、平成28(2016)年3月に川西町環境基本条例に基づき、「第3次川西町環境基本計画」を策定しました。その中で地球温暖化に関し、自動車排出ガスの抑制や省エネ・再生可能エネの推進、森林機能の維持保全、エコチャレンジの推進の具体的取り組みを掲げ取り組んできました。

令和3年度からの新たな計画である「第4次川西町環境基本計画」においては、ゼロカーボンかわにしとして、計画全体で二酸化炭素の排出を実質ゼロにする取組を明示し、町全体で低炭素社会の形成へ向けた取組を行うこととしています。

**（２）川西町役場の取組**

平成10(1998)年10月に温対法が制定され、すべての市町村が地方公共団体実行計画を策定し、事務及び事業に関して温室効果ガスの排出削減のための措置等に取り組むよう義務つけられました。

これを受け、川西町役場（以下「町」という。）では、平成24(2012)年3月に「川西町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し地球温暖化の防止に向けた取組を推進してきました。

前計画期間　平成24～28年度（2012～2016年度）における町の温室効果ガスの排出量に係る推移と目標に対する達成状況は表1のとおりです。

　前計画期間における取組は、基準年度より6％削減を目標とし取り組みました。灯油使用料の減により燃料使用に伴うＣＯ２排出量全体は削減目標を達成しているものの、そのほかの項目についてはおおむね横ばい、電気の使用に伴うＣＯ２排出量についてもいったんは減少したものの後半増加し、全体として3.3％の削減となりました。今後は、令和2年度（2020年度）完成の川西町役場新庁舎へ向け、より排出を抑制する取組を行っていく必要があります。

このたび、行動計画が満了していることや、平成28(2016)年度に策定された国の「地球温暖化実行計画」を踏まえ、令和3年度に開庁する川西町役場新庁舎や、他の町有施設のエネルギー管理を強化する体制を整備し、事務・事業において、より実効性の高い地球温暖化対策を推進していくため、新たに「川西町エコオフィスシステム」川西町地球温暖化実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という。）を策定するものです。

表1　前計画期間における温室効果ガス排出量の推移

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 二酸化炭素排出量 | | 単位 | 基準年度  （2010） | H24年度  （2012） | H25年度  （2013） | H26年度  （2014） | Ｈ27年度  （2015） | Ｈ28年度  （2016） |
| 電気の使用に伴うＣＯ２排出量 | | ｔ－CO2 | 267.8 | 239.9 | 272.1 | 261.2 | 263.9 | 290.6 |
| 燃料使用に伴う排出量 | ガソリン | 〃 | 49.0 | 51.5 | 49.0 | 47.4 | 49.4 | 48.1 |
| 軽油 | 〃 | 3.4 | 3.0 | 4.9 | 3.7 | 5.6 | 5.6 |
| 灯油 | 〃 | 128.6 | 103.1 | 86.9 | 85.9 | 77.7 | 89.8 |
| 液化石油天然ガス（ＬＰＧ） | 〃 | 2.4 | 1.9 | 2.2 | 2.3 | 2.4 | 2.5 |
| 計 | | 〃 | 451.2 | 415.1 | 415.1 | 400.5 | 399.0 | 436.6 |

※排出係数は、環境省ウェブサイト、二酸化炭素排出量計算シートより

※対象施設：①川西町役場本庁舎、②第1分庁舎、③第2分庁舎、④美郷幼稚園、⑤北斗幼稚園

⑥小松保育所、⑦玉庭へき地保育所、⑧中央公民館、⑨川西町交流館

**第２章　計画の基本的事項**

**１．計画の目的**

　「川西町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は、温対法第21条第1項に基づき、国の地球温暖化対策計画に即して、町の事務事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減するとともに、環境に配慮した行動に率先して取り組むことにより、環境への負荷を可能な限り低減させることを目的とし策定します。

　また、町の取組成果を町民、事業者等に対して広くＰＲ、周知することにより、地球温暖化防止に向けた機運の醸成、具体的な行動を示すものです。

　なお、本計画は「川西町エコオフィスシステム」として、ＩＳＯ14001で培ったノウハウを基礎とする「川西町環境マネジメントシステム（川西町ＥＭＳ）」と一体的に構築することとします

**２．対象とする範囲**

本計画の対象範囲は、町の全ての事務・事業とします。なお、対象施設は以下の表2のとおりです。

表2　対象施設（64施設）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 行政系施設（6施設） | | | |
| ① | 川西町役場 | ④ | 川西町庁舎東車庫 |
| ② | 川西町第1分庁舎 | ⑤ | 川西消防署裏車庫 |
| ③ | 川西町第2分庁舎 | ⑥ | 川西町役場新庁舎 |
| 文化施設（11施設） | | | |
| ① | 川西町中央公民館 | ⑦ | 中郡地区交流センター |
| ② | 川西町フレンドリープラザ | ⑧ | 玉庭地区交流センター |
| ③ | 川西町交流館 | ⑨ | 東沢地区交流センター |
| ④ | 川西町農村環境改善センター | ⑩ | 吉島地区交流センター |
| ⑤ | 大塚地区交流センター | ⑪ | 東沢活性化センター |
| ⑥ | 犬川地区交流センター |  |  |
| スポーツ・レクリエーション系施設（5施設） | | | |
| ① | 川西町民総合体育館 | ④ | 川西町営小松スキー場ロッジ |
| ② | 川西町浴浴センター | ⑤ | 川西町総合運動公園クラブハウス |
| ③ | 川西ダリヤパークゴルフ場 |  |  |
| 学校施設（7施設） | | | |
| ① | 川西町立小松小学校 | ⑤ | 川西町立玉庭小学校 |
| ② | 川西町立大塚小学校 | ⑥ | 川西町立吉島小学校 |
| ③ | 川西町立犬川小学校 | ⑦ | 川西町立川西中学校 |
| ④ | 川西町立中郡小学校 |  |  |
| 幼児施設（5施設） | | | |
| ① | 川西町立美郷幼稚園 | ④ | 川西町立玉庭へき地保育所 |
| ② | 川西町立北斗幼稚園 | ⑤ | 川西町子育て支援センター |
| ③ | 川西町立小松保育所 |  |  |
| 保健・福祉施設（1施設） | | | |
| ① | 川西町生きがい交流館 |  |  |
| 公　園（3施設） | | | |
| ① | 川西ダリヤ園 | ③ | 川西ダリヤ園売店 |
| ② | 川西ダリヤ園管理棟 |  |  |
| 公衆トイレ（5施設） | | | |
| ① | 置賜公園公衆トイレ | ④ | 羽前小松駅公衆トイレ |
| ② | 蓬田緑地公園公衆トイレ | ⑤ | 新山多目的運動広場公衆トイレ |
| ③ | 下小松古墳群駐車場トイレ |  |  |
| 上下水道施設（14施設） | | | |
| ① | 正安寺配水池 | ⑧ | 朴沢ポンプ場 |
| ② | 玉庭ポンプ場 | ⑨ | 八幡原配水池 |
| ③ | 和合加圧場 | ⑩ | 東沢配水池 |
| ④ | 東沢ポンプ場 | ⑪ | 御伊勢町配水池 |
| ⑤ | 第1加圧場 | ⑫ | 西原配水池 |
| ⑥ | 第2加圧場 | ⑬ | 中大塚処理施設 |
| ⑦ | 茨虫水源地 | ⑭ | 下小松処理施設 |
| その他施設（7施設） | | | |
| ① | 旧東沢小学校 | ⑤ | かわにし森のマルシェ |
| ② | 旧高山小学校 | ⑥ | スノーステーション |
| ③ | 川西町斎場 | ⑦ | 防雪サブセンター |
| ④ | たまにわたい肥センター |  |  |

**３．対象とする温室効果ガス**

川西町エコオフィスシステム（川西町地球温暖化対策実行計画（事務事業編））が対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO2）とします。

**４．計画の位置づけ**

川西町エコオフィスシステム（川西町地球温暖化対策実行計画（事務事業編））は、温対法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定するほか、あわせて川西町環境基本条例の基本理念及び川西町環境基本計画に基づき、自らの事業活動に伴う環境負荷の低減を図り、環境保全のための率先行動を実行するための計画として策定します。

図1　計画の位置づけイメージ

環境基本法

地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化対策計画

川西町環境基本条例

川西町環境基本計画

川西町地球温暖化対策

実行計画（事務事業編）

川西町

環境マネジメントシステム

川西町エコオフィスシステム

**５．計画の期間**

　本計画の目標年度は、国の地球温暖化対策計画に即し、令和12年度（2030年度）末までとし、令和3～7年度（2021～2025年度）を前期、令和8～12(2026～2030)年度を後期とし、取組実績や施設の更新、社会情勢の変化又は技術の進歩等の状況を踏まえ見直しを行います。

図2　計画期間と期間中の事項

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 年　度 | | | | | | |
| H29  (2017) | … | R3  (2021) | … | R7  (2025) | … | R12  (2030) |
| 期間中の  事　項 | 基準  年度 |  | 計画  開始  (庁舎移転) |  | 計画  見直 |  | 最終  目標  年度 |

**第３章　温室効果ガス排出量の把握**

**１．温室効果ガス排出量の算定方法**

　　温室効果ガスの排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第3条第1項各号に基づき、温室効果ガスを排出する活動の区分ごとに排出量を算定し、これを合算することにより算定します。また、活動の区分ごとの排出量は、当該活動の量（活動量）に、排出係数を乗じることにより算定します。

（基本的な算出の方法）

各温室効果ガス排出量　=　活動量（使用量など）　×　排出係数

**２．温室効果ガス排出状況**

　　町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、平成29(2017)年度において、2,931.65 t－CO2となっています。平成30(2018)年度は2,803.13 t－CO2、令和元(2019)年度は、2,538.08 t－CO2となっており、393.57t－CO2（平成29(2017)年度比13.42％）の減少となっています。

表3　事務・事業に伴う「温室効果ガス排出量」の推移

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 二酸化炭素排出量 | | 単位 | H29年度  （2017） | H30年度  （2018） | R1年度  （2019） |
| 電気の使用に伴う排出量 | | t－CO2 | 1,822.72 | 1,750.29 | 1,557.88 |
| 燃料使用に伴う排出量 | ガソリン | 〃 | 61.02 | 54.29 | 54.64 |
| 軽油 | 〃 | 122.43 | 127.63 | 115.38 |
| 灯油 | 〃 | 715.08 | 672.84 | 645.40 |
| A重油 | 〃 | 113.86 | 97.92 | 81.29 |
| 液化石油天然ガス（ＬＰＧ） | 〃 | 96.54 | 100.16 | 83.49 |
| 計 | | 〃 | 2,931.65 | 2,803.13 | 2,538.08 |

図3　事務・事業に伴う「温室効果ガス排出量」の推移

２０１７年度比

１３．４２％減

出典：町公共施設エネルギー使用調査

エネルギー種別では、平成29(2017)年度を例にしてみると、電気が全体の62％を占め、次いで灯油25％、重油4％、軽油4%、LPG 3%、ガソリン2%となっています。他の年度についても、1～2％の増減はあるものの、同程度の割合となっています。

図3　年度別の「温室効果ガス排出量」の割合

|  |
| --- |
|  |

**第４章　計画の目標**

**１．目標設定の考え方**

　本計画は、地球温暖化対策に係る取り組みに特化した数値目標（温室効果ガス排出量）を設定することとし、その他の取組の目標については取組を推進するうえで必要に応じ設定することとします。

令和3年度に開庁する川西町役場新庁舎は、建物の高気密高断熱などによる省エネルギー化と、再生可能エネルギー（太陽光発電、地下水熱）を活用した設備導入により、温室効果ガスの排出削減が見込まれます。

　また、令和3年度からの第4次川西町環境基本計画で取り組むゼロカーボンシティ形成の視点を事務・事業に取り入れ、これらを総合的に踏まえて川西町の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

**２．削減目標**

　国の「地球温暖化対策計画」の目標では、「産業部門」「業務その他部門」「運輸部門」「家庭部門」「エネルギー転換部門」の5部門に部門分けされ目標が設定されています。そのうち町が該当する「業務その他部門」は、令和12（2030）年度までに、平成25（2013）年度比より40％削減することとなっています。

　本町の削減目標の設定については国と遜色無い目標とするため、目標年度を令和12（2030）年度とします。また、基準年度については対象施設の実績が把握可能な平成29(2017)年度とし、令和12（2030）年度までに40％削減することとします。

前期計画では削減を推進するとともに、後期計画までにあらゆる角度から更なる削減を図るための取組を検討し削減目標の達成に努めます。

**温室効果ガス削減目標**

平成29（2017）年度の温室効果ガスの総排出量（CO2換算）を基準とし、令和12年度に40％削減を達成します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準年度  平成29(2017)年度 | 前期目標  令和7(2025)年度 | 最終目標  令和12(2030)年度 |
| 温室効果ガスの  総排出量 | 2,931.65ｔ－CO2 | 2,345.32ｔ－CO2 | 1,758.99ｔ－CO2 |
| 削減率 | ― | 20％ | 40％ |

**第５章　目標達成のための具体的な取り組み**

**１．川西町環境方針の設定**

　町は、町内における主要な事業所の一つであることから、事業活動において環境保全に向けた取組を実行し、地球温暖化対策をはじめ、環境負荷の低減に寄与します。

　このことを、川西町環境方針に定め、川西町環境基本条例及び環境基本計画に基づき、全職員の意識向上を図ります。

|  |
| --- |
| **川西町環境方針**  １．基本方針  　「地球温暖化対策の推進に関する法律」の目的及び「川西町環境基本条例」の基本理念に基づき、循環型社会を構築するとともに、地球にやさしい低炭素社会の実現へ向け、「川西町エコオフィスシステム」を構築し、継続的な改善を行うとともに、あらゆる場面で、環境に配慮した行動を進めます。  ２．取り組み内容  （１）日常的な取り組みの推進  職員一人ひとりが事務・事業の執行の中で、限りある資源を有効活用するため、温室効果ガスの削減や、省エネ・省資源に取り組み、環境法令順守に努めます。  （２）継続的な改善の実施  温室効果ガスの排出状況等を適切に把握し、継続的な改善を行いながら、目標の達成に向けた取り組みを推進していきます。  （３）取組の公表  温室効果ガス排出量の実態及び取組の成果等を、広く公表し、町民・事業者への率先垂範となることを目指します。  令和　３年　３月１２日  川西町長　原　田　俊　二 |

**２．取り組みの方向性**

|  |  |
| --- | --- |
| **１．施設設備等の導入・更新** | |
| 新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、再生可能性エネルギーの活用や効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。 | |
| **①公共施設の整備** | ○建て替えの際は、建築物のライフサイクルコストを長く保つ設計になるように努めます。  ○建て替えの際は、ZEB※を目指した設計を検討します。ZEBが難しい場合は、それに準じる設計（Nearly ZEB、ZEB Ready等）を検討します。  ○二酸化炭素の貯蔵と吸収の役割を果たす木材の利用を促進します。  ○公共施設への電気自動車用急速充電器の設置を進めます。 |
| **②既存施設の活用** | ○既存施設は、リフォームするなどして、有効利用に努めます。 |
| **③再生可能エネルギーの導入** | ○公共施設の建て替えや改修に合わせ、防災拠点や避難所を中心に太陽光発電や地下水熱など、再生可能エネルギーの導入を検討します。 |
| **④高効率機器の導入** | ○公共施設の照明、街路灯についてＬＥＤ照明を導入します。  ○冷暖房施設は、ヒートポンプ技術※を活用した空調システムや蓄熱式空調システム等、高効率機器採用に努めます。 |

※ZEB(ゼブ)：Net Zero Energy Buildingの略称、エネルギー負荷の抑制や自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備の導入等により、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

※ヒートポンプ：少ない投入エネルギーで、空気中などから熱を集めて、大きな熱エネルギーとして利用する技術のこと。

※蓄熱式空調システム：エネルギー需要が少ない夜間に熱エネルギーを蓄えておき、日中の空調に使用するシステム。

|  |  |
| --- | --- |
| **２．施設設備等の運用改善** | |
| 現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。 | |
| **①空調機器の保守** | ○空調フィルターの清掃を行い、空調の効率を維持し、エネルギーロスを防止します。  ○施設内における空調の適正な温度管理（冷房の場合は28℃程度、暖房の場合は20℃程度）を図ります。  ○外気取入量を最適化し、冷暖房負荷を削減するとともに、二酸化炭素濃度※を適切に保ち、職場環境を良好にします。 |
| **②燃焼機器類の運用** | ○ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。 |
| **③その他運用** | ○照明を適正な照度にし、省エネルギー化を図ります。  ○電気・燃料等のエネルギーの使用量を定期的にモニタリングし、省エネルギー化を図ります。 |

※二酸化炭素濃度：ビル管理法で室内の空気室基準として二酸化炭素濃度を規定。基準値1,000ｐｐｍ以下

|  |  |
| --- | --- |
| **３．グリーン購入等の推進** | |
| 「国等による環境物品等の調達等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく取り組みを推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。 | |
| **①環境負荷の少ない事務用品、電化製品、公用車の購入** | ○事務用品の購入にあたっては、環境ラベル※商品等の環境保全型製品を指定します。  ○コピー用紙等調達する用紙類は、原則再生紙とします。  ○トイレットペーパーは、原則古紙１００％配合のものを購入します。  ○物品、記念品等の購入に際しては、過剰包装を極力避けます。  ○公用車の新規購入、買い替えに当たっては、環境負荷の少ない電気自動車導入を検討します。導入が難しい場合は、ハイブリットカーなどの低公害車を導入します。 |

※環境ラベル：製品やサービスの環境に関する情報を製品や、パッケージなどを通じて伝えるもの。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主要な環境ラベル（その他の環境ラベルについては環境省 環境ラベルデータベース参照） | | | |
| エコマーク |  | グリーンエネルギーマーク |  |
| グリーンマーク |  | バイオマスマーク |  |
| 国際エネルギースタープログラム |  | 牛乳パック再利用マーク |  |
| 再生紙使用マーク |  | 省エネラベリング制度 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **４．職員の日常の取組** | |
| 職員の意識啓発を進め、省エネルギー・節電等に取り組みます。 | |
| **①事務用紙類の削減、効率的利用の推進** | ○印刷物は必要数を精査し、残部が出ないよう作成します。  ○印刷物は原則として両面印刷とします。特に、打合せ資料や添付資料などは、両面印刷を徹底します。  ○使用済み用紙は可能な限り活用（裏紙・メモ用紙等）します。  ○庁内ＬＡＮや電子メール等の情報システムを活用し、資料を共有するなどペーパーレス化を図ります。  ○連絡先、担当が明確にわかるものや簡易なもの（定期刊行物・チラシの配置依頼等）は、送付状等を省略します。  ○町内公共施設間で文書を送付する場合、使用済み封筒の再利用を図ります。 |
| **②省エネルギーの推進** | ○不必要な照明やＯＡ機器等のスイッチオフ、使用頻度の少ないＯＡ機器等の節電・待機モードへの切り替えを励行します。  ○使用後は、トイレの便座蓋を閉じるよう心がけます。  ○過度な冷暖房に頼らず、季節に適した服装で業務を行う期間（クールビズ・ウォームビズ）を設けます。  ○ブラインド・カーテンを活用し、冷暖房効率を高めます。  ○階段利用を励行し、エレベーターの使用削減に努めます。  ○計画的な事務執行により、極力残業を減らし定時退庁に努めます。 |
| **③自動車の適正使用** | ○公用車使用時は、エコドライブを心掛け、駐停車時のアイドリングストップに努めます。  ○公用車使用時は、合理的な走行ルートの選択等、計画的な運行に努めます。  ○複数の人が同じ方面に出かける場合、乗り合わせを検討します。  ○安全運転講習会等において、エコドライブの啓発を行います。 |
| **④廃棄物の減量とリサイクルの推進** | ○ファイリング用品※は、再利用に努めます。  ○物品の納入に際しでる梱包材等は、可能な限り業者等に引き取りを要請します。  ○公共施設のごみの分別基準に基づき、廃棄物及び資源物の分別を徹底します。 |
| **⑤職員の意識の高揚** | ○職員一人ひとりが環境に配慮した取り組みができるよう、研修等により意識啓発を図ります。  ○国、県等で開催する講座、シンポジウム、研修会等へ積極的に参加します。  ○環境保全活動や研修に関して、必要な情報を提供します。 |

※ファイリング用品：フラットファイル、２穴ファイル、クリアファイルなど

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **５．環境慣例法令の遵守** | | |
| 環境関連法令の遵守を徹底し、逸脱することのないよう定期的な確認を行います。 | | |
| № | 環境関連法一覧 | 制定年月 |
| 1 | 環境基本法 | 平成5年11月 |
| 2 | 環境影響評価法 | 平成9年6月 |
| 3 | 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 | 平成15年7月 |
| 4 | 環境情報の提供の促進等により特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法） | 平成16年6月 |
| 5 | 大気汚染防止法 | 昭和43年6月 |
| 6 | 水質汚濁防止法 | 昭和45年12月 |
| 7 | 水道法 | 昭和32年6月 |
| 8 | 下水道法 | 昭和33年4月 |
| 9 | 騒音規制法 | 昭和43年6月 |
| 10 | 振動規制法 | 昭和51年6月 |
| 11 | 悪臭防止法 | 昭和46年6月 |
| 12 | 地球温暖化対策の推進に関する法律 | 平成10年10月 |
| 13 | ダイオキシン類対策特別措置法 | 平成11年7月 |
| 14 | 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 | 昭和63年5月 |
| 15 | 消防法 | 昭和23年7月 |
| 16 | 高圧ガス保安法 | 昭和26年6月 |
| 17 | 浄化槽法 | 昭和58年5月 |
| 18 | 道路運送車両法 | 昭和26年6月 |
| 19 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 | 平成13年5月 |
| 20 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法） | 平成13年6月 |
| 21 | 毒物及び劇物取締法 | 昭和23年7月 |
| 22 | 農薬取締法 | 昭和25年12月 |
| 23 | 平成23日3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対策特別措置法） | 平成23年8月 |
| 24 | 循環型社会形成推進基本法 | 平成12年6月 |
| 25 | 資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法） | 平成3年4月 |
| 26 | 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） | 平成10年6月 |
| 27 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法） | 平成7年6月 |
| 28 | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） | 平成12年5月 |
| 29 | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法） | 平成12年5月 |
| 30 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） | 平成14年7月 |
| 31 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 平成54年6月 |
| 32 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法） | 昭和45年12月 |
| 33 | 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法） | 平成12年5月 |
| 34 | バイオマス活用推進基本法 | 平成21年6月 |

**第６章　推進体制**

**1．推進体制**

　本計画では、川西町環境管理委員会を最高決定機関と位置づけ、全庁的な取組を計画的に推進していくこととします。各部門の部門長（各課長、施設長）は、職場の環境リーダーとして職場の取組目標の達成に向けて、職員の意識啓発を行っていきます。

また、施設を所管する主管課は、建物の建築・改修時や設備を更新するときは、本計画に基づき、省エネルギー設備の導入や環境に十分配慮した設計を行うなどの取組を行います。こうした取組の積 み重ねによって、町の事務事業から排出される温室効果ガスを着実に減らしていきます。

【推進体制組織図】

環境管理最高責任者（町長）

環境管理組織

環境管理責任者（副町長）

環境管理委員会

委員長：環境管理最高責任者

副委員長：環境管理責任者

委員：教育長、各課長、議会事務局長

推進事務局

（住民生活課）（総務課）

実行組織

実行部門

部門長：各課長、施設長

環境推進員：各課、施設のシステム担当者

**２．計画のマネジメント**

**（１）ＰＤＣＡサイクルによる取組**

川西町エコオフィスシステム（川西町地球温暖化対策実行計画（事務事業編））は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、見直しに向けたPDCAを推進します。

**（２）職員研修**

　　すべての職員が、目標に向かって行動する必要があることから、職責に応じた役割や責任の自覚を養うとともに、取組内容の把握、取組の実践を促すことを目的とした職員研修を実施します。

**３．各主体別の役割**

　各主体の役割は以下のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主体 | 構成員 | 役割 |
| 環境管理最高責任者 | 町長 | ・環境管理委員会の総括責任者として、本町の地球温暖化対策及び環境保全行動を統括する。 |
| 環境管理責任者 | 副町長 | ・環境管理最高責任者を補佐する。  ・環境管理最高責任者に事故あるときにその職務を代理する。 |
| 環境管理委員会 | 環境管理最高責任者  環境管理責任者  教育長  各課等の長 | ・計画及び目標の決定、指示を行う。  ・目標、取組状況等について評価を行う。  ・計画の進捗状況等について審議する。  ・必要に応じ計画の見直しを行う。 |
| 部門長 | 各課等の長  幼児施設の長 | ・部門内の円滑な推進を図る。  ・推進員が取りまとめた取り組み状況の点検を行う。 |
| 環境推進員 | 各課、施設のシステム担当者 | ・自部門の電気や燃料等の使用量を事務局に報告する。  ・環境関連法令等の遵守状況を確認する。  ・部門内の取組状況を把握、分析する。  ・必要に応じ、部門内に啓発の呼びかけを行う。 |
| 推進事務局 | 総務課  住民生活課 | ・各部門の報告を取りまとめ、環境管理委員会に報告する。  ・取組結果及び取組項目の改善・変更内容を公表する。  ・情報収集、情報提供を行う。  ・研修等を開催し職員の意識向上を図る。  ・全体調整をする。 |
| 全職員 | 会計年度任用職員を含む全職員 | ・一人ひとりが省エネ、省資源に取り組む。  ・事務事業において、地球温暖化や、環境に配慮した取組を行う。  ・職員研修を受け、地球温暖化や環境保全に関する知識を深める。 |

**第７章　取組の公表**

**１．町報・ホームページ等を活用した取組実績の公表**

　取組結果及び環境管理委員会による取組項目の改善・変更については町報、ホームページ等で公表することとします

**第８章　年間スケジュール**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 環境管理委員会 | 全実行部門 | 事務局 |
| ４月 | ・実績の確認  ・計画の見直し  ・年度目標の決定 | ・推進員の選出  ・前年度使用量報告  ・新規採用職員研修 | ・報告の取りまとめ、内容の点検  ・取組結果集約  ・実績報告 |
| ５月 |  |  | ・取組の結果の周知、公表 |
| ６月 |  |  |  |
| ７月 |  | 取組 |  |
| ８月 |  |  |  |
| ９月 |  |  |  |
| １０月 | ・前期実績の確認 | ・全職員研修  ・前期使用量報告 | ・前期報告の取りまとめ、内容の点検 |
| １１月 |  | 取組 |  |
| １２月 |  |  |  |
| １月 |  |  |  |
| ２月 |  |  |  |
| ３月 |  |  |  |